

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 目標値及び実績値

<2023年度時点>

1 職業生活に関する機会の提供

(法第21条第1項)

【実績】

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

(内閣府令第6条第1号イ)

目標値	女性職員の割合 50%
目標年限	2024年度
設定時	41.7% (2010~2020年度)

(1) 採用職員数 (2019~2023年度)

	職員数	割合
男性	3	50.0%
女性	3	50.0%
合計	6	100%

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性割合

(内閣府令第6条第1号ロ)

目標値	女性職員の割合 50%
目標年限	2024年度
設定時	40.0% (2019年度)

(2) 受験者数 (2019~2023年度)

	職員数	割合
男性	11	47.8%
女性	12	52.2%
合計	23	100%

(3) 職員に占める女性職員の割合

(内閣府令第6条第1号ハ)

目標値	女性職員の割合 30%
目標年限	2024年度
設定時	25.0% (2020年度)

(3) 職員割合 (2023年度)

	職員数	割合
男性	15	75.0%
女性	5	25.0%
合計	20	100%

2 職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備

(法第21条第2項)

【実績】

(1) 一月当たりの平均超過勤務

(内閣府令第6条第2号ニ)

目標値	10時間以下
目標年限	2024年度
設定時	12時間 0人 (2019年度)

(1) 勤務時間 (2023年度)

平均超過勤務時間数	上限超過
5時間	0人

(2) 年次休暇等の取得状況

(内閣府令第6条第2号ヘ)

目標値	平均取得日数 15日 割合 75%
目標年限	2024年度
設定時	14日 70% (2020年度)

(2) 平均取得日数 (2023年)

平均取得日数	割合
15	75%